

# 次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づく 国立大学法人茨城大学行動計画

（平成23年10月24日）  
学 長 決 定

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条の規定に基づき、国立大学法人茨城大学に勤務する教職員等が仕事と子育てを両立し、その能力を十分に発揮できるように雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成23年 4月 1日から平成28年 3月31日までの 5年間
- 2 基本方針 仕事と子育ての両立に資する既存の制度を有効活用するとともに、教職員等の要望の把握に努め、既存の制度の改善及び新たな制度の創設を検討する。
- 3 内容

（育児関係休暇）

目標 育児関係休暇取得について周知徹底し、促進を図る。

〈対策〉

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、利用できる諸制度の内容を、教職員に説明・周知をし、ワークライフバランスに対する理解を促す。
- ・男性職員の育児関係休暇の取得率の向上に努める。

（男女共同参画推進関係）

目標 仕事と子育てを両立するための職場環境を充実するための取り組みを実施する。

〈対策〉

- ・男女共同参画推進委員会を活用して、教職員の意見を収集のうえ、職場環境の充実を図る。
- ・設置された「男女共同参画推進室」学内に周知し、活用を図る。

（時間外労働の削減）

目標 所定外労働時間縮減のための取り組みを推進する。

〈対策〉

- ・管理監督者に対し過重労働の危険性について意識啓発を図る。
- ・定時退勤日の取り組みを推進するため、管理監督者及び職員に対して周知徹底、啓発を行う。

（不利益取り扱いの禁止）

目標 育児休業、子の看護休暇その他仕事と家庭の両立を支援する制度の利用を申し出たこと又は利用したことを理由として、教職員等に対して不利益な取り扱いをしてはならない旨を管理職等に対し周知徹底する。

〈対策〉

- ・教授会及び部課長事務長会議において、子育て中の教職員等への両立支援策に基づく諸権利の補償及び権利行使を妨げないようにすることを周知徹底する。